



平成 18 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
代表者名 代 表 取 締 役 菊 地 敬 一
(JASDAQ・コード 2769)
問合せ先 取 締 役 管 理 本 部 長 中 根 雅 行
(TEL. 0561-63-3031)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

平成 18 年 7 月 28 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 18 年 8 月 28 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することによりみなし提供できるようにするため、変更案第14条として株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。
 - ② 株主総会の効率的な運営を図るため、変更案第16条において株主総会における議決権の代理行使を行う際の代理人の人数を従来どおり議決権を有する株主1名とする旨を明確にするものであります。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第24条として書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことを可能にするための規定を新設するものであります。
 - ④ 社外取締役及び社外監査役についてその期待される役割を十分に発揮できるよう、また有用な人材を招聘することができるようにするため、変更案第27条及び第36条として社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。なお、変更案第36条につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
 - ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (2) その他、上記各変更に伴う条数の変更並びに一部規定の新設、削除、変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社 ヴィレッジ ヴァンガードコーポレーション と称し、英文では、Village Vanguard CO.,LTD. と表示す る。	(現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと を目的とする。 (1) 書籍、雑誌の出版、卸、販売 (2) インテリア小物、室内装飾品、 家具、装身具、時計、喫煙具、 玩具、文具、楽器等の企画、 制作及び輸出入、卸、販売 (3) 書籍店のフランチャイズ加盟 店の募集・指導業務 (4) レコード、コンパクト・ディス ク、ミニ・ディスク、デジタル・ ビデオ・ディスク等の企画、制 作、販売 (5) 店舗内装及び外装の企画並び に設計 (6) 飲食店業 (7) 人材派遣業務 (8) 前各号に付帯する一切の業務	(現行どおり)
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県愛知郡 長久手町に置く。	(現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞</u> <u>に掲載する。</u> (新設)	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告によ</u> <u>り行う。</u> <u>2 やむを得ない事由により、電子</u> <u>公告によることができない場合</u> <u>は、日本経済新聞に掲載する方</u> <u>法により行う。</u>

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、99,328株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、99,328株とする。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿並びに端株原簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録の手</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式に関す</u></p>

現行定款	変更案
<p>続、<u>端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>る事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>実質株主名簿の作成、株券喪失登録の手続、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び<u>新株予約権原簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い等並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(招 集) 第11条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集地) 第12条 <u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において開催する。</u></p>
<p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 17 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 14 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 15 条 取締役は、株主総会において選</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によ</p>

現行定款	変更案
<p>任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p><u>って選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第18条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 19 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役の全員が取締役の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 25 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 22 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役</u> (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u>得</p>

現行定款	変更案
	<p><u>きる。但し、当該契約に基づき責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役及び監査役会) <u>第 28 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>(監査役の員数) 第 23 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数) 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第 24 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(監査役の選任方法) 第 30 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第 25 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役) 第 26 条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 27 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があると</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>きは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	
<p>(監査役会の決議の方法) 第 28 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第 29 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 30 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第 37 条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第 38 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(営業年度) 第 31 条 <u>当社の営業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。</u>	(事業年度) 第 41 条 <u>当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。</u>
(利益配当金) 第 32 条 <u>利益配当金は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u>	(期末配当金) 第 42 条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>
(中間配当) 第 33 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u>	(中間配当金) 第 43 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金</u>及び中間配当金は、 支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。 (新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>期末配当金</u>及び中間配当金は、 支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。 <u>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

3. 日程

平成 18 年 8 月 28 日開催の株主総会決議による。

以 上